

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会設置要領

(趣旨)

第1 本道の中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う北海道中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「事業」という。）を効果的に推進するため、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号）第7の規定に基づき、北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(議題)

第2 委員会の議題は、次のとおりとする。

- (1) 農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開に関する事項
- (2) その他事業の推進に関し、必要な事項

(構成)

第3 委員会は、委員5名以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者等の中から農政部長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年以内とし、再任することができる。

(運営)

第4 委員会は、必要に応じて農政部長が招集し、主催する。

- 2 委員会に座長を置き、農政部長が指名する。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 農政部長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、農政部農村振興局農村設計課に置く。

(設置期限)

第6 委員会は、令和2年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、委員会設置の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、農政部長が定める。

附則

この要領は、平成5年12月10日から施行する。

附則

この要領は、平成15年9月19日から施行する。

附則

この要領は、平成17年4月11日から施行する。

附則

この要領は、平成25年6月19日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月6日から施行する。

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会の運営について

平成5年12月10日

平成13年7月30日

平成15年9月19日

最終改正 平成28年4月 1日

北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会（以下「委員会」という。）の運営については、北海道中山間ふるさと・水と土保全対策委員会設置要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか次によるものとする。

記

要領第3第1項の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- 1 学識経験を有する者
- 2 北海道土地改良事業団体連合会の役職員
- 3 農政部長が特に必要と認めた者